

事務事業名		国保保険給付事業 (相対的必要給付)		<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画登載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業																														
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間																															
	施策名	08 生涯にわたる健康づくりの推進		区分																															
	基本事業名	02 地域医療の充実		単年度繰返																															
根拠法令		国民健康保険法第58条第1項大船渡市国民健康保険条例第4条の2		※期間欄に開始年度を記入																															
所属	部課名	市民生活部国保医療課		【開始年度】																															
	課長名	安居 清隆		昭和34 年度～																															
	係名	国保年金係	電話 0192-27-3111	事務事業区分																															
	担当者	佐藤 将之	内線 148			E 一般																													
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)																															
<p>国民健康保険(国保)被保険者の世帯主に対し行う給付で、療養給付費等が絶対的必要給付であるのに対し、保険者に特別な理由がある場合に給付しないことができるものとして、位置づけられた相対的必要給付である(どちらも法定給付で、任意給付ではない)。給付の種類は、①出産育児一時金、②葬祭費である。</p> <p>出産育児一時金は、出産した国保被保険者の世帯主に対し、給付を行う事業で、令和5年4月1日より支給額は488,000円であるが、産科医療補償制度対象分娩の場合は12,000円を加算し500,000円となっている。また、平成21年10月からは被保険者の負担軽減策として「直接支払制度」が実施されている。</p> <p>葬祭費は、死亡した国保被保険者の、葬祭に係る費用負担の軽減を図ることとして、30,000円を喪主に対し支給している。</p> <p>具体的な業務内容は、申請受理、審査、支払のほか、直接支払となった出産育児一時金の額が500,000円(または488,000円)に満たない場合は、差額が支給されることから、未請求者に対し、申請勧奨事務がある。なお、出産育児一時金に対しては、2/3を一般会計から繰り入れ、交付税措置がある。</p>				<table border="1"> <tr><td>総投入量(千円)</td><td>国庫支出金</td><td></td></tr> <tr><td>事業費</td><td>都道府県支出金</td><td></td></tr> <tr><td>財源内訳</td><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>一般財源</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事業費計(A)</td><td>0</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>正規職員従事人数</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>延べ業務時間</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>人件費計(B)</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>トータルコスト(A)+(B)</td><td>0</td></tr> </table>		総投入量(千円)	国庫支出金		事業費	都道府県支出金		財源内訳	地方債			その他			一般財源			事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数			延べ業務時間			人件費計(B)	0		トータルコスト(A)+(B)	0
総投入量(千円)	国庫支出金																																		
事業費	都道府県支出金																																		
財源内訳	地方債																																		
	その他																																		
	一般財源																																		
	事業費計(A)	0																																	
人件費	正規職員従事人数																																		
	延べ業務時間																																		
	人件費計(B)	0																																	
	トータルコスト(A)+(B)	0																																	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	
申請受理、審査、支払		ア	支給件数(出産育児一時金)
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	支給件数(葬祭費)
前年度と同じ		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
出産した国保被保険者の世帯主及び死亡した被保険者の喪主		名称	
		カ	被保険者世帯数
		キ	被保険者数
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		ク	
給付によって、出産及び葬儀に係る費用負担を軽減する。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		名称	
制度を正しく理解してもらう。 適切に加入・負担し、サービスを受けてもらう。		サ	支給率
		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	3,338	2,520	1,392	3,334	3,334	3,334
		一般財源	千円	3,252	3,657	4,039	4,669	4,669	4,669
		事業費計(A)	千円	6,590	6,177	5,431	8,003	8,003	8,003
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	131	131	131	131	131	131
		人件費計(B)	千円	524	524	524	524	524	524
		トータルコスト(A)+(B)	千円	7,114	6,701	5,955	8,527	8,527	8,527
⑤活動指標	ア	件	13	10	5	10	10	10	
	イ	件	58	80	73	100	100	100	
	ウ								
⑥対象指標	カ	世帯	5,313	5,299	5,174	5,052	4,933	4,817	
	キ	人	8,284	8,130	7,783	7,494	7,217	6,950	
	ク								
⑦成果指標	サ	%	100	100	100	100	100	100	
	シ								
	ス								

事務事業ID	0113	事務事業名	国保保険給付事業（相対的必要給付）
--------	------	-------	-------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 出産育児一時金は、出産に係る世帯主の費用負担を軽減することを目的に、平成6年の国保法の改正により、それまでの助産費(24万円)から変更となり、当初30万円として開始された。
 葬祭費は、葬祭に係る喪主の費用負担を軽減する目的に、昭和38年に開始されている。
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 出産育児一時金は、平成6年に30万円、平成18年に35万円、平成21年10月からは39万円、平成27年1月からは40万4千円、令和4年1月からは40万8千円、また、令和5年4月からは48万8千円としている。産科医療補償制度の創設に伴い、平成21年1月からは保険料相当の3万円が加算支給されることとなり、その後、平成27年1月からは1万6千円、令和4年1月からは1万2千円になっている(令和5年4月から合計額50万円)。財源は、平成4年度から国庫補助金が一般財源化され、支給額の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れることとなった。また、平成21年度の支給額の引き上げの際は、引き上げ額の1/2国庫補助があったが、平成22年度には1/4となり、平成23年度からは廃止され、引き上げ分も含めた全額が一般財源化された。近年、国において、給付額見直し検討が行われている。葬祭費については、開始当初は2千円であったが、改定が繰り返され、平成3年から3万円となっている。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 以前は、給付額の増額を求める要望が度々あったが、現在、要望等は特にない。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	理由・内容 出産に係る世帯主の負担を軽減しようとする給付は、費用面における安心を確保し、意図を満たす結果に結び付いている。また、葬儀の際の費用として十分ではないまでも、ある程度の軽減の役割は果たしていると考えている。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	理由・内容 国保被保険者に対する給付で、法定給付となっている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である	理由・内容 現状の対象・意図は適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	理由・内容 給付割合は100%であり、あるべき水準を満たしている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある	理由・内容 相対的必要給付であり、特別の理由がある場合は、給付制限できるものとなっている。仮に、事業を休止すれば、出産に係る世帯主の出産費用の負担及び葬儀における喪主の負担が増すこととなり、現状でも給付制限が必要となる理由が見当たらない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	理由・内容 国から示されている額に従って、条例で定めているものであり、特段の理由が無く削減することはできないと考える。また、削減した場合は、出産に係る世帯主の出産費用の負担が増すこととなり、負担軽減を目指す当初の目的を達成できない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	理由・内容 申請受理、審査、支払の担当事務について、人件費を最小限に抑えているので、これ以上の削減はできない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である	理由・内容 出産及び葬儀の事由が発生した被保険者すべてに支給しており、不公平は無い。また、本件に特化した負担は求めておらず、偏りはない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																							
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	現状どおり継続して事業を実施する。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		●	×																					
	低下		×	×																					
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																									

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	現状どおり継続して事業を実施する。